

令和4年度 事業計画書

さがみここうえんのみなさんへ



一般社団法人相模湖観光協会

特定非営利活動法人

神奈川県ボート協会グループ

相模湖公園

目 次

1 サービスの向上

計画書1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 1

- (1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方
- (2) 相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方
- (3) 相模湖公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針
- (4) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

計画書2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等 5

- (1) 相模湖公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

計画書3 施設の維持管理 7

- (1) 一体化的な管理運営による効率的な維持管理（経費節減効果を含む）
- (2) 相模湖公園の特性と課題をふまえた維持管理の考え方
- (3) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針
- (4) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針
- (5) 植林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

計画書4 利用促進のための取組 13

- (1) 両施設の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等
- (2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容
- (3) 多くの利用者を図るために行う広報、情報発信の工夫等

計画書5 自主事業の内容等 17

自主事業は該当なし

計画書6 利用料金の設定・減免の考え方 17

- (1) 両施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組

計画書7 利用者への対応・サービス向上の取り組み 18

- (1) 接客や利用者との対話、利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方
- (2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み
- (3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針
- (4) 提案内容の実現の見込み
- (4) 神奈川県手話言語条例への対応（利用者対応の取組について）

計画書8 日常の事故防止・緊急時の対応 21

- (1) 指定管理業務を行う際の特性を踏まえた事故防止等の取組内容
- (2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方
- (3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

計画書9 急病人及び新型コロナウイルス等への対応 27

- (1) 急病人等が生じた場合の対応
- (2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

| | |
|--|----|
| 計画書 10 災害へ対応の（事前、発生時） | 29 |
| (1) 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時） | |
| (2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応 | |
| (3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等） | |
| 計画書 11 地域と連携した魅力ある施設づくり | 34 |
| (1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容 | |
| (2) ボランティア団体等の育成、連携、協働の取組内容 | |
| (3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容 | |
| (4) 一体的な管理における地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービス向上に向けた取組内容 | |
| 2 管理経費の節減等 | |
| <付属書類> 令和4年度収支計画書 | 36 |
| 3 団体の業務遂行能力 | |
| 計画書 12 適切な積算、経費削減等 | 36 |
| (1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 | |
| (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 | |
| (3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うため日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況 | |
| 計画書 13 財政的な能力 | 41 |
| (1) 安定した指定管理業務の実施を判断する指標として団体等の経営状況、団体等の事業の継続性、安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い | |
| 計画書 14 コンプライアンス、社会貢献 | 42 |
| (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規定の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令順守の徹底に向けた取り組みの状況 | |
| (2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 | |
| (3) 障がい者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 | |
| (4) 障がい者差別解消法に基づく合理的配慮など（共に生きる社会かながわ憲章）の主旨を踏まえた取組 | |
| (5) 神奈川県手話言語条例への対応（団体等の取組について） | |
| (6) 社会貢献活動等CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標・3（保険）4（教育）、9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組 | |
| 計画書 15 事故・不祥事の対応、個人情報保護 | 47 |
| (1) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の扱いの状況 | |

1 サービスの向上

計画書1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

相模湖公園は、昭和22年の相模ダム完成を受け、昭和24年に都市計画が決定され、地域住民とダム地域の振興を目的として整備されました。昭和26年に供用開始した本公園の歴史的役割を踏まえ、地域と共に存し、相模湖地域の拠点施設として観光客を迎える魅力ある公園の管理運営を進めます。

又本公園の周辺には全国的に知名度のあるレジャー施設、相模湖リゾートプレジャーフォレストを始め、県立相模湖交流センターなどの集客施設があります。これらの施設とも連携をとり、レジャー、文化の拠点と位置付け全国的に知名度のある相模湖の利を活かし、インターネット等を利用して広範囲に発信し利用率の向上を図ります。

相模湖公園は相模原市広域応援活動拠点と指定されており、災害時には協力をしてまいります。

管理運営の方針として、「地域と共に存し、多くの観光客が訪れる魅力ある公園」の実現に向けた管理運営の推進を図ります。

本公園の管理運営に当たっては、相模湖の湖畔にある美しい眺望と親水性を有する公園、ボート・カヌー競技のメッカとして、多くの県民に親しまれる公園とすることを基本とします。

基本方針の具体化に向け、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に、維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ、次のような対応を図ります。

- ・ 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行います。
- ・ 緑陰効果をもつ高木や、休息、遊戯等多様な活動に利用できる芝生箇所の維持、四季折々の花の植栽など、安らぎのある空間づくりに努めます。
- ・ 利用者が山と湖に面した園内で十二分に自然を満喫できるよう、地元木材を利用したイスを設置し安らぎの場所づくりに努めます。
- ・ 利用者等の声に耳を傾けるとともに、湖畔商店会、相模湖遊船協同組合などの地元市民団体等と意見交換を行い、新たな利用者の開拓に向け、既存の公園施設や周辺環境をより効果的に活用した運営を行うとともに、関連機関との連携した観光キャンペーンを強化することで、利用者の拡大を図ります。



(2) 相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方

相模湖公園と相模湖漕艇場の施設が一体的に設置されている理由を踏まえて、様々な特色と、優美な自然と、湖に囲まれた相模湖公園と相模湖漕艇場の管理を一体的に行い、お客様に喜ばれる魅力ある公園にします。

また、ボート競技等を通して、県民のスポーツ振興を目的とした施設にマッチした当公園を一体化にて管理することで、より効果的に公園管理ができ、今まで以上に快適で利用しやすい公園管理を図ります。

- ・ お互いに公園内の内容を熟知している職員が協力し合い、より効果が得られ充実した対応を行うことで、サービス向上及び経費等の節減に努めます。
- ・ 非常時等の対応につきましては、所管は違いますが現場では一体的に協力し合い、来客者に対してより一層の安全への対応を図ります。
- ・ 維持管理事務についても、同様の業務を一体的に行うことで、事務の合理化を図ります。
- ・ 事業を実施するに当たり、P R活動等について、お互い今まで以上の幅広い宣伝が可能になることで、今まで以上の活性化を図ります。
- ・ 施設の維持について、同種の内容の保守点検（電気設備、防火設備、水道設備等）を一体化することで経費の節減が図れます。
- ・ トイレ清掃を一体的に行うことで、経費の節減を図ります。
- ・ 一体的に管理運営を行うことで、来客者からのご質問やご意見に対し、わかりやすく対応するよう努めます。
- ・ ボート利用の際、湖上等で事故（転覆、船同士衝突等）が起きた場合、職員相互の協力で、素早い対応が可能になります。

（3）相模湖公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

相模湖の湖岸にある美しい眺望と親水性を有し、ボート、カヌー競技のメッカとして、広く県民に親しまれる公園とすることを基本方針とします。

そして、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ、以下のような対応を図ります。

- ・ 施設や設備については、その機能や特性を十分理解して、清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行います。
- ・ 緑陰効果を持つ高木や、休息や展望、遊戯等の多様な活動の受け皿となる芝生の維持と共に、花の植栽など、安らぎのある空間作りに努めます。
- ・ ガラスのカスケードなどの設備については、その機能や特性を十分理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行います。
- ・ 利用者や市民団体との情報交換を図りながら、維持管理業務を行います。
- ・ 地元関係者が一丸となった管理運営による魅力と活力ある公園の実現を目指します。

昭和63年から平成6年にかけて実施された、相模湖公園のリニューアル事業に於いて、本公園は見違えるほどの変化を遂げ、訪れた人々には高く評価される近代的で魅力ある公園となり、地元旧相模湖住民の誇りとなっています。

当公園の維持管理に於いて、設備、植栽等の基盤施設の維持向上に努めるとともに、地域関係者の協力やさまざまなアイデアの取り込みを図りながら、地域一丸となって、公園施設を大事に魅力ある公園として、維持管理をしていきます

■地域との連携

- ・ 地元小学生、県立津久井養護学校生等と連携した園内清掃、また桂北小学校生徒、県立津久井養護学校生、ふじの幼稚園が参加し実施している公園花壇への花の植え付け及び管理、園内清掃活動等今後も引き続き実施します。



■地域自治会、湖畔商店会、相模原市等関係機関による相模湖湖畔地域振興計画の具体化

平成23年に検討委員会で検討されて計画がとりまとめられ、平成24年以降は相模原市と、湖畔商店会が主体となって取り組んでいます。公園管理者としても相模湖畔地域観光振興計画、取り組みに連携していきます。

※湖畔自治会の方々が観光協会に協力し、長い期間常に賑わい広場のごみの清掃し、過ごしやすい公園にする為に尽力したことから、神奈川県より表彰を受けました。

(4) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

地元隣接関係者と一丸となった管理運営による魅力と活力ある公園の実現を目指します。相模湖公園の管理運営をスムーズに行うには、相模ダム建設により犠牲になって移転した関係者のことをよく理解しなければなりません。

湖畔の商店街のほとんどが相模ダム整備に伴う移転関係者が経営する商店です。その為、色々な要望苦情が多く、指定管理制度以前は管理運営に大変苦慮したと聞いております。事あるごとに指定管理者を飛び越し直接旧津久井土木事務所に申し入れ、その要望、苦情が通らないと県本庁にと、次々と大きくなり大変な思いをしたと伺っております。

このような行動を防ぎ、相模湖公園と湖畔商店会が、共存共栄の立場に立っていくには、相模湖観光協会が管理運営に当たることが最善ではないかと思っております。理由につきましては、ほとんどの商店主が観光協会員、もしくは協会役員で毎月開催している観光協会本部役員会にて意見交換等しています。



更には、相模湖公園と湖畔商業施設は、一体的に整備されており、整備当初からダム観光の拠点として、県内はもとより首都圏から多くの観光客を集め、神奈川県民の憩いの空間のみならず、地元関係者生活支援の場として、さらに地域経済の発展に大きく寄与してきました。

こういったことがらを踏まえ、公の施設の利用については、地方自治法の規定にありますように「県民の福祉を増進する目的をもって」設置され、「正当な理由がない限り、施設の使用を拒んではならず」、「不当な差別的扱いをしてはならない」を原則とし、以下の内容に基づき管理運営を実施します。

■湖畔環境を活かした利用客誘致のための維持管理

○ 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理

- ・ 湖の環境確保と都市部の水ガメとして相模湖の水質保全するため、関係機関（湖畔自治会、遊船協同組合、魚族対策組合等）と連携して水辺の清掃や巡視を徹底し、湖面へのごみの飛散防止、農薬や薬剤を使用しない方向での植物管理を行います。

■安全で快適な利用の為の維持管理

○ 施設工作物の適正な維持管理

- ・ 用紙類の使用量の抑制・文書作成する際は両面コピー、両面印刷、縮小コピーの集約印刷を活用する。
- ・ 廃棄物の発生抑制・物品等の適正量の購入、コピー機、カートリッジ等は業者回収要請。
- ・ 省エネルギーに配慮した施設の利用・冷暖房は適正温度で行う。
水資源の効率的利用・節水に心掛ける。
- ・ 施設利用者に対する環境配慮の要請・施設利用者に省エネを呼びかける。
- ・ イベントや会議等を開催する場合は、参加者に対して不要なアイドリングの停止を要請する。

■湖の水質保全と利用者の安全に配慮した親水空間の維持管理

○ 清掃や巡視を徹底し、湖面へのごみ等の飛散防止

- ・ ごみの持ち帰り運動を引き続き実施して、環境に配慮した管理運営を実施します。
- ・ 雑草の除去には、除草剤を使用せず人力除草で対応しています。

■地域との連携による維持管理

○ 湖畔沿いの一体的な美しさを維持するための維持管理

- ・ 公の施設の利用については、地方自治法の規定にありますように「県民の福祉を増進する目的をもって」設置され、「正当な理由がない限り、施設の使用を拒んではならず」、「不当な差別的扱いをしてはならない」を原則として運営に当たります。

計画書2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等

(1) 相模湖公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

■委託業務の考え方

- ・ 相模湖公園維持管理に当たり植物、施設等については基本的に公園職員による直営作業を基本として業務執行をしています。
- ・ 関係法令に基づくもの、特殊なもの、専門技術を要するもの等については、公園職員の安全面や効率性等を考え外部委託をしていきます。

<付属書類> 委託予定業務一覧表 <様式第3号>

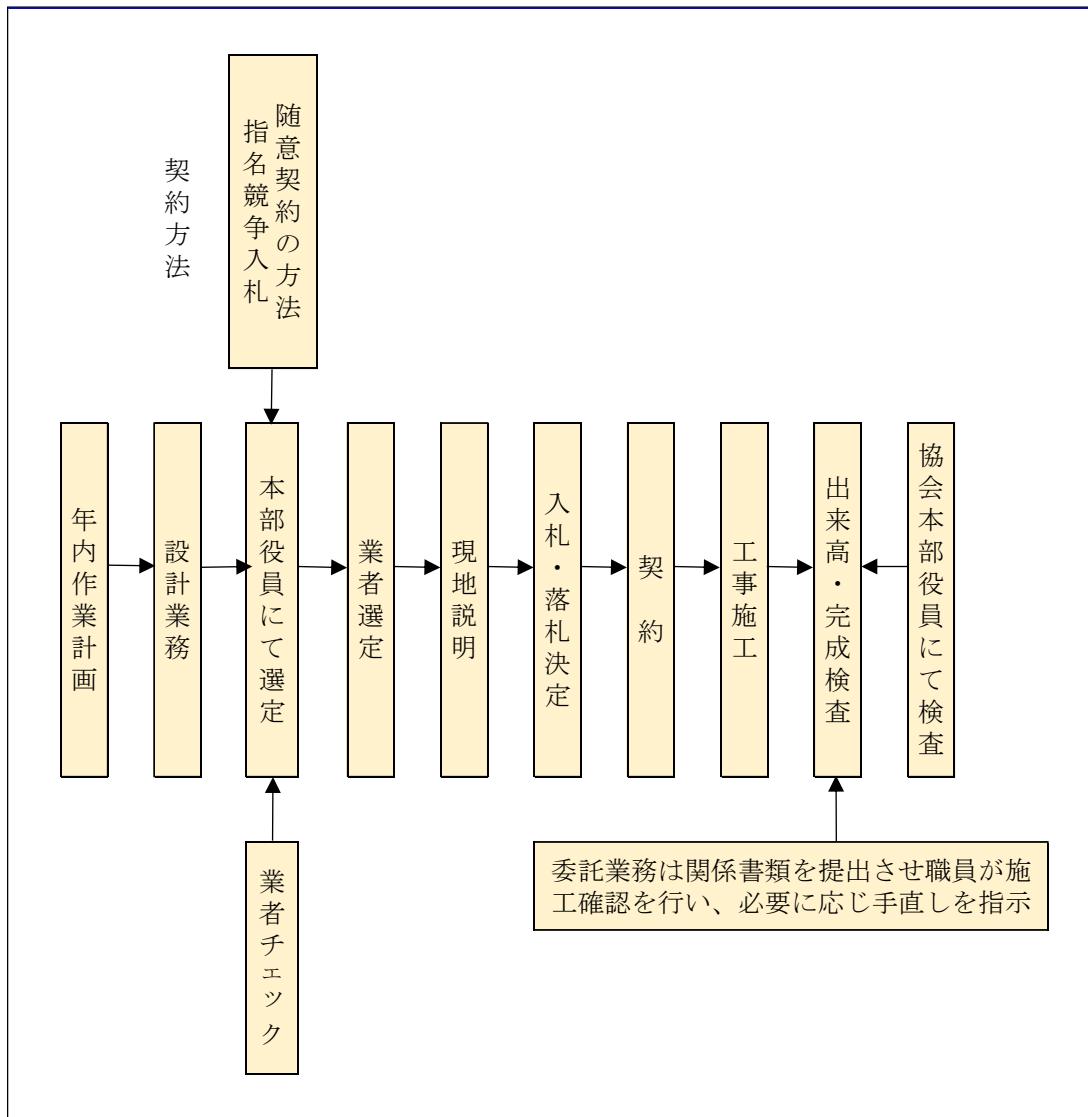
■委託業務点検、チェック指導監督

- ・ 委託業務の発注は、年間計画を立て実施します。委託業者には、比較的利用客の少ない平日作業を基本にし、安全対策を重視して、車両は徐行運転、危険防止のバリケート、三角コーン等使用して安全対策を徹底します。

■委託先の選定方法

- ・ 施設が老朽化していることを踏まえ、非常時に即対応可能な市内の業者を基本として、選定しています。市内に対応出来る業者が無い場合は、県内で選定します。
- ・ 特に夜間等のイベント時に非常事態が生じた場合に速対応できるような業者（特に電気、水道、夜間警備等）を選定します。
- ・ 県に於いて指名停止処分中でない業者を選定します
- ・ 過去に、相模湖漕艇場の委託業務を行った経験のある業者及び相模原地域の業者を優先的に選定します。

■県内（委託）企業への委託の考え方



当初、植物管理を遠方地域の業者に委託していましたが、植物の管理時期が適切でなく、花の咲き具合が悪くて苦慮していました。

そこで評判の良い市内の業者を選定し委託したところその後は花が良く咲き

(桜植え替え、ツツジ、サツキ、ハナミズキ、桜、ヤマボウシ等) 利用者に非常に喜ばれるようになりました。



計画書3 施設の維持管理

(1) 一体的な管理運営による効率的な維持管理の考え方（経費節減効果を含む）

今まで、所管が違う施設が同一敷地内にあることで、お互い管理運営に際して、何かと不都合な思いをしてきましたが、一体化することで、より充実した管理運営が可能になります。

- ・自主事業等実施するに当たり一体化になることで、お互いの冊子（ボート競技のプログラム等に相模湖公園をPRし、観光各種イベントチラシにボート関係を入れる）等での宣伝が可能になり、より一層幅広くPRができます。
- ・施設の維持管理について、同種の内容の保守点検（電気設備、防災設備、水道設備等）一体化することで経費の軽減が図れます。
- ・漕艇場の職員と協力し、ボートを利用するこことにより、公園に面している湖岸清掃が可能になりごみ等の少ない美しい湖を利用者に観賞してもらうことができます。
- ・トイレ清掃が一体化することで、一括発注可能となり経費の軽減が図れます。

(2) 相模湖公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

当該公園は相模湖畔に位置し、芝生の広場や噴水広場を始めとする湖畔公園としての美しい景観と眺望、ウォーターレクリエーション空間としての観光資源を備えた公園です。

湖畔公園としての魅力を十二分に生かし里山の人々と都市との交流の場としての安全で快適な利用を確保することで、多くの県民等の利用を促進すると共に、地域活性化を推進するために次の事項を実施します。

- ・湖畔環境を活かした利用者の増進を図る維持管理
- ・安全で快適な公園利用のための維持管理
- ・地域との連携による維持管理、費用対効果を考えた効率的な公園管理

今までの経験を活かし、古くてもよいものは残し、新たな魅力を求める職員並びに関係機関等と良い知恵を出し合い、来園者にもう一度来よう、来てみたいと思われるような公園管理を目指します。

■湖畔環境を活かした利用者の増進を図る維持管理

○ 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理

- ・森林に囲まれた湖畔公園としての、美しい景観を創り出している緑あざやかな芝生、四季の変化織りなす樹木については、刈り込み時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また、相模湖公園に彩りのある景観を作るため四季折々の草花に重点を置いた管理を行います。
- ・公園内の県立相模湖漕艇場と一体化を図って管理運営を行うことで、親水護岸やボートスロープからの転落防止等の水辺の安全性向上に努めます。

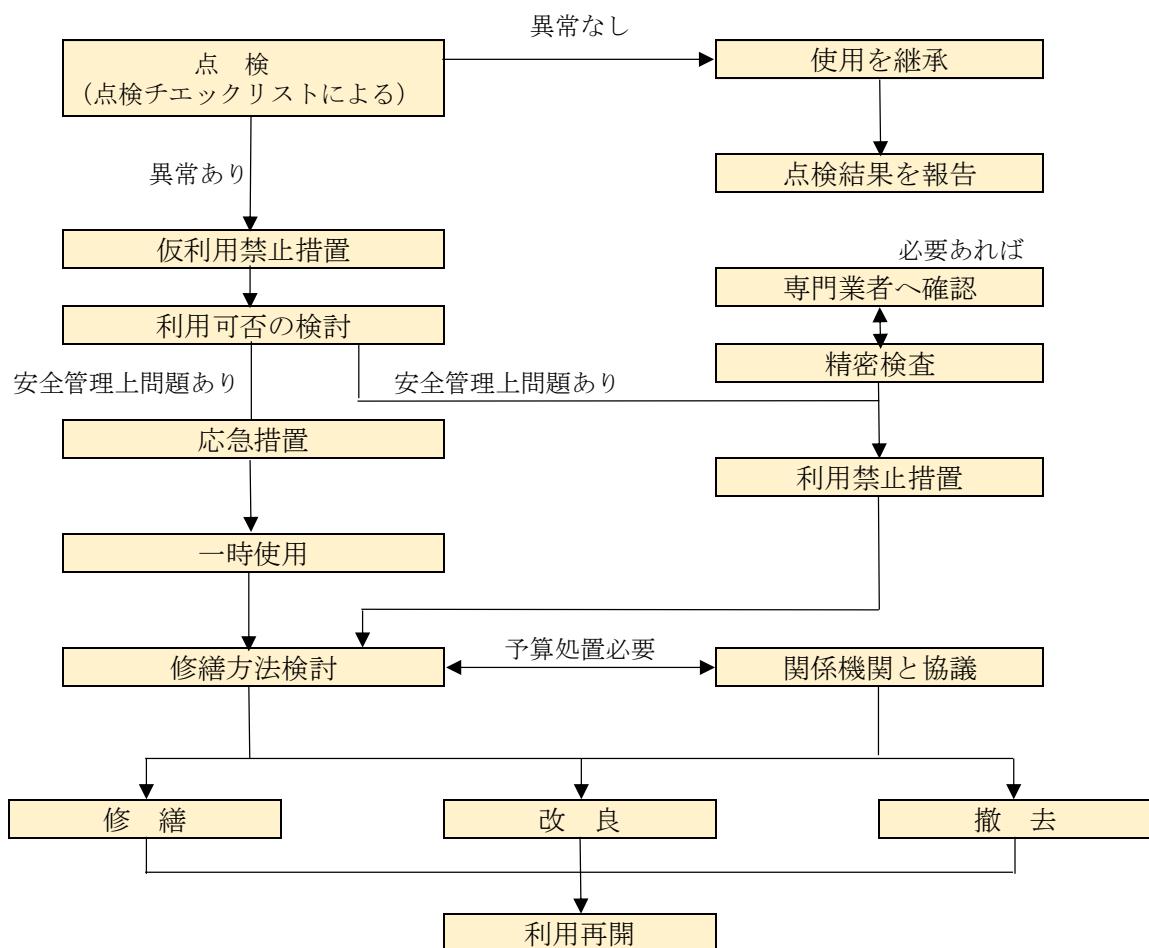


■安全で快適な公園利用のための維持管理

○ 施設工作物の適正な維持管理

公園利用者が安全で安心して快適に利用して頂く為、駐車場、湖畔防護柵などの施設点検を徹底し、施設の故障等による不具合や事故防止を未然に防ぐための維持管理に重点を置きます。

■相模湖公園施設点検フロー



■地域(特に湖畔商店会)との連携による維持管理

湖畔沿いの美しい景観を維持する為に、相模湖観光協会だけでなく地域の自治会等と連携した地域ぐるみで日常から清掃活動を実施するなど清潔で美しい相模湖になるよう維持管理に努めます。

- ・ 台風後の水辺に浮いているごみの除去（遊船協同組合、魚族対策組合等）
- ・ 冬場水位を下げた時に水底に沈んでいたごみ等の除去（湖畔商店会）
- ・ 特に秋口から冬場にかけて日常的に、賑わい広場での落ち葉等の清掃活動（湖畔商店会）
- ・ 賑わい広場での花壇の維持管理（湖畔商店会）
- ・ 冬季、雪降り後の除雪（湖畔商店会）



(3) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

- ・ 保守点検は、ほとんどの点検内容が法定点検等で義務付けられているものなので免許及び専門的知識と経験を持っている県内の近隣業者に基本的に委託する方向です。特に小破等修繕は地元業者（電気、水道、小規模補修等）により夜間でも即対応できる市内業者を選定しています。

(4) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

- ・ 清掃業務の園内清掃については、公園職員、トイレ清掃についてはトイレ専門作業員にて実施します。
- ・ 受付等業務については経験豊かな職員（主に公園長、副園長、主任副主任等）で対応しています。接遇関係の研修を受け基本的に親切丁寧をモットーにお客様に対応していることもあり受付等接遇関係は来園者に大変好評です。
- ・ 警備業務については平日は朝昼夕4回の園内清掃を兼ねパトロールを実施します。夜間は春休み夏休み、年末年始を専門業者に委託して園内警備をします。また、常に津久井警察署と連絡取り合い警備をしています。

(5) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

- ・ 高木等の植物管理や専門性を有する作業は委託の方向で、その他花植えや簡単な低木の刈込、芝の刈込、除草等軽作業については、公園職員、アルバイト作業員にて実施します。

植物年間維持管理計画表

＜付属書類＞
令和4年度年間維持管理計画表

施設年間維持管理計画表

清掃年間維持管理計画表

計画書4 利用促進のための取組

(1) 両施設の特性や利用状況（繁忙期・閑散期等）、新しい生活様式などの社会状況 に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

広報PR活動については、相模湖観光協会員の総力を挙げ実施、参加をします。

■利用促進のためのイベント計画

4月・さくら祭り（相模湖公園内）

目標数 500人



・やまなみ祭（相模湖公園内）

目標数 6,000人



・与瀬神社例大祭

目標数 200人

・神奈川レガッタ（相模湖湖上）

目標数 600人

5月・相模湖稚魚の放流（相模湖魚族対策組合、わかさぎ稚魚放流）

7月・七夕祭り（相模湖公園、飾りは旧相模湖町内相模湖こども園、内郷・千木良保育園協力による）

目標数 600人



8月・さがみ湖湖上祭花火大会（相模湖湖上）

目標数 40,000人



9月・相模原市民レガッタ（相模湖湖上）

目標数 600人

10月・ふれあい広場（相模湖公園内・相模湖商工会・観光協会共催）

目標数 3,000人



11月・甲州街道小原本陣祭（旧小原地区）

12月・クリスマスイルミネーション（相模湖公園内、相模湖駅前）

目標数 3,000人

1月・成人を祝い相模湖駅伝

（相模湖公園スタート）

目標数 300人



2月・かながわ駅伝（相模湖ゴール、選手歓迎太鼓及び豚汁無料配布）

目標数 800人

3月・秋葉の火祭り（旧相模湖町内）

■閑散期の園内活用

冬季時期（12月中旬～2月）は、寒い関係で来客数も減少し閑散としています。

- ・相模湖イルミネーション 12月1日～12月30日夜間
- ・相模湖駅伝（相模湖公園スタート）1月成人の日
- ・かながわ駅伝（相模湖公園ゴール）2月9日

指定管理を受けた時は、相模湖での名物である、（ワカサギ）があまり釣れず、釣り人が減少傾向であった。その為相模湖観光協会と魚族対策組合で稚魚放流等の対策を講じた結果、徐々に釣れるようになり、又ここ数年の釣りブームにより釣り人も増加傾向になりました。釣り船屋さんは、それのお客さんに対応する為にドーム船を作り寒さをしのぎながらのワカサギ釣りが好評のようです。

ヘラブナやブラックバスの釣り人と合わせて活性化を図っています。

相模湖公園、相模湖漕艇場、一体化に伴い屋内での事業も計画し実施して参りたいと思います。



(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

■事業の目的

- ・ 本公園を車で訪れる利用者が安全で安心して利用できるよう自主事業として駐車場の管理運営を行います。
- ・ 平成18年より有料駐車場運営を進め17年目を迎え引き続き運営していきます。

■実施体制

- ・ 本公園の駐車場の運営については、指定管理者応募要項（相模湖公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況に基づき実施します。
- ・ 駐車場料金対応については、駐車場班4名が交替勤務にて対応します。

■運営についての考え方

○ 安全管理

- ・ 事故を未然に防ぐため駐車場スタッフの安全教育を実施します。
- ・ 駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の安全保全と事故防止に努めます。
- ・ 駐車場内施設の欠陥や管理上の不備による事故等損害を与えた場合に対応するため、施設損害賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入しています。

○ 利用者対応

- ・ 駐車場利用者に対する接遇に十分配慮して利用者が気持ちよく利用できるよう環境整備を図ります。
- ・ 駐車場内の清掃に力を入れ清潔で気持ちよく利用できるようにします。
- ・ 駐車場利用者よりアンケート（相模湖観光協会独自で年2回実施）を実施それを参考にして、お客様が利用しやすい施設を目指します。
- ・ 身がいの方々の対応については、駐車場利用料金を減免とします。

○ 営業時間

◇4月から9月まで

開門時間：午前8時30分

閉門時間：午後7時00分

◇10月から3月まで

開門時間：午前8時30分

閉門時間：午後6時00分

◇12月イルミネーション開催日

のみ午後8時00分

○ 料金体系

◇普通(軽)車 最初1時間 330円 最大料金 1,000円

◇大型車 最初1時間 880円 最大料金 2,000円

◇二輪車 1回 60円

◇有料日・・・土、日、祝祭日、正月、五月連休、夏休み。

※駐車場利用者が時間を気にせず長時間安心して利用出来るよう上限を設定しました。



(3) 多くの利用者を図るために行う広報、情報発信の工夫等

公園利用を促進する為、以下の内容について実施します。

- ・ 来園者への PR として、公園管理事務所でのパンフレットの無料配布等を始め、湖畔商店会での PR のほか、漕艇場や地下駐車場掲示板での PR をします。
- ・ 他の機関と連携した広報活動として、神奈川県が主催している「県央地振興協議会」が実施する高速道路サービスエリア内の観光キャンペーンへの参加や、相模原市商業観光課とタイアップしたさくら祭り等の大きなイベントに参加し、パンフレットの配布等をして PR 活動を実施します。また、近隣の八王子市観光協会とタイアップしてパンフレットでの PR 活動を実施（市内イベント会場）するほか JR 相模湖駅構内にてパンフレット等での宣伝活動を実施します。
- ・ 観光協会のホームページやパンフレット、広報（公報）等を活用するほか、地元タウンニュース、掲示板にて広報活動に努めます。
- ・ マスコミ等にも積極的に協力して情報を発信していきます。
- ・ 相模湖まちづくりセンター、相模湖観光協会がタイアップして、相模湖に多くの客を呼ぶために徒歩にて 1 日探索できる「駅から歩ける東海自然歩道・嵐山コース」「渓流と自然探索底沢・弁天コース」「相模湖駅・小原本陣・弁天橋ハイキングコース」等モデルコース作成しパンフレットを各機関に配布して集客に努めています。



○ 利用目標数値

目標来園者数 年間 163,000 人

過去 5 年間の実績

| 年 度 | 利 用 者 数 |
|----------|-----------|
| 平成 28 年度 | 172,700 人 |
| 平成 29 年度 | 177,400 人 |
| 平成 30 年度 | 174,700 人 |
| 令和元年度 | 163,300 人 |
| 令和 2 年度 | 95,742 人 |

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、5 月の駐車場閉鎖又さがみ湖花火大会等のイベント中止の影響での利用者の減少が主な要因です。

計画書5　自主事業の内容等

自主事業は該当なし

計画書6　利用料金の設定・減免の考え方

(1) 両施設を一体的に運営することにより展開する、利用促進のための企画・取組

- ・ 公園湖岸に滞留する流木等の撤去を漕艇場所有のモーターべーで、公園職員・漕艇場職員と共同で作業を行い環境美化の促進を図っています。
- ・ 相模湖公園主催の花植え（春・秋）には漕艇場職員も参加しています。。施設利用者にも参加を呼びかけてお手伝いをいただき、地域協力団体との交流も図っています。
- ・ 相模湖観光協会・地域内外の実行委員会主催のイベントの準備・開始当日・撤収等に公園職員・漕艇場職員が携わっていて地域振興に貢献しています。
- ・ イベント開催・ボート競技大会開催時には、漕艇場職員も駐車場のゲートの開閉をして、利用者への利便性の向上を図ります。
- ・ イベント開催・ボート競技大会開催時の終了時には、職員と参加者等で周辺エリアのごみ拾いを行い環境美化に努めます。
- ・ 公園と漕艇場が共同で作成した危機管理マニュアルにより、公園利用者及び漕艇場利用者の危機の未然防止、事故・災害等の発生時、事故後の対応をスピーディーに行い、利用者の生命と身体及び施設の安全確保と被害を防止・軽減に取り組みます。



計画書7 利用者への対応・サービス向上の取り組み

(1) 接客や利用者との対話、利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

接客については、常におもてなしの心を持って接するよう指導しています。
「いらっしゃいませ」から、「気をつけてお帰り下さい」この間の公園で過ごす来園者様には、次の三つを念頭において接します。

- ・ 気配り
- ・ 目配り
- ・ 心配り

■苦情処理の対応及びその研修等

- ・ 日常的な細かな諸問題については、定期的に行う主任会議の中で対応を協議します。重要な問題については、県津久井治水センターとの協議を行うとともに、その指導を基に公園内部の調整を図ります。
- ・ 近隣の施設等を見学し職員の能力の向上に努めます。
- ・ 観光協会役員及び公園職員で年2回先進地視察の研修を実施し、特に接遇関係については、同業関係（商工会等主催に参加）での研修会に職員を参加させ意識の向上に努めている。

■利用者への公園利用指導及び研修等

公園の利用者は人それぞれ色々な目的を持ち、多種多様であります。園内禁止条項は、基本的に公園案内図には細かく表示をしていますが、ひとつひとつの条項看板は限られた物のみです。（スケボー禁止、自転車園内乗り入れ禁止、園内動物の糞の持ち帰り）

他については、職員の口頭での丁重な対応で注意喚起を行います。これ等の対応について、利用者に悪い印象を与えないよう、日頃より職員に指導徹底しています。

- ・ 動物の糞、ごみの持ち帰り、スケートボード禁止等の案内
- ・ その他球技等、他の利用者に迷惑をかける利用についての注意喚起。
- ・ なお、注意喚起に際しては「大変申し訳ございませんが」から始まり内容説明し、「ご理解をよろしくお願いします」と親切丁寧にお話しをする。



■接客対応及びその研修等

- ・ 基本的な接客方法は利用者に親しみ感をもってもらうようにします。
- ・ 相模湖公園・相模湖漕艇場の職員同士が、利用者の情報交換を行い利用者の利用目的に合った対応を図ります。
- ・ 相模湖公園・相模湖漕艇場の一体管理の為、合同研修等ができます。
- ・ 漕艇場の利用者は、「一見客」ではなく、「リピータのボート経験者」なので、親密感を抱いてもらう接客を行います。

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

利用者ニーズについては、スタッフが窓口での接客時や施設利用指導時などで利用者から意見などを記録します。

また、御意見箱を管理事務所に設置し、運営管理に対するクレーム等の把握を行い

ます。

さらに、当観光協会が入込調査を年4回（5月、8月、10月、3月）、相模湖駅前の電車利用の観光客や千木良地区のハイキング客のほか、車での相模湖公園利用客などえを対象に幅広く実施します。

なお、当公園は規模の小さい公園なので、隅々まで行き届いた管理運営を進めてい る関係で苦情は少なく、あっても小規模のみです。

なお、近年は老人、障がい者の利用が多く、その人たちへの対応及び利用者からの要望に応えて、以下の内容を実施しています。

- ・公園内車道横断箇所車いす利用でのバリアフリー化
- ・園内水飲み場への入り口コンクリート化
- ・正面入り口付近の急勾配解消
- ・男女トイレの洋式化
- ・女子トイレタイル張り替え
- ・駐輪場設置
- ・園内に花を増やす
- ・園内案内板を新たにする
- ・階段部分に上り下りの手すり設置
- ・公園内木材使用ベンチ設置
- ・バーコラ東屋屋根設置
- ・噴水広場周りベンチ屋根の張り替え
- ・艇の広場及び芝生の広場照明灯設置
- ・園内案内板設置
- ・AED設置



（3）外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

- ・外国人向けに相模湖公園パンフレットを英語にて作成し、公園管理事務所にて無料配布しサービスに努めています。
- ・東南アジア系の来園者の為に中国語にて園内危険個所表示、トイレ使用の方法を表示し指導をしています。
- ・障がいの方々が利用しやすい公園施設にするよう園内細かいところに気配りし段差解消のバリアフリー化に努めています。
- ・高齢者については園内出来るだけ休憩施設（イス等）を設置してゆっくり安心して過ごせるよう力を入れています。
- ・案内所に於いて職員の対応は基より園内2時間おきにパトロール（ごみ拾いを兼ね）します、その際親切丁寧に対応をしています。
- ・施設内への外国語（主に英語）表示
施設内の受付、トイレ等の主要設備に、外国語の表示をします。
- ・翻訳ソフトの導入
受付に翻訳機を設置して外国人の方とのコミュニケーションをスムーズに行なえるようにします。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応（利用者対応の取組について）

相模湖公園は誰でも利用できる施設として、障がい者に対する偏見をなくし、ろうあ者と、ろうあ者以外の者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生できるような環境づくりを目指します。

- ・ 日本では手話が言語であることを明らかにしたが、まだまだ手話に対する理解が浸透していない状態です。手話に対する理解を深め少しでも普及したいと思います。
- ・ 当公園の利用者は県民利用だけでなく観光相模湖と一体なので、広くは全国各地から訪れます。現時点では手話に於いての対応はございませんが、今後対象者に対してサービス対応が出来るよう勉強していきます。そして神奈川県の手話推進計画に準じて進めてまいります。

○ 手話団体との連携

- ・ 手話が必要な団体の利用申し込みがあった場合は、ボランティア団体の支援をいただきながら適切な対応を心がけます。

○ 筆談に実施

- ・ 両施設の受付けに筆談機を設置し、耳マークを提示することにより耳の不自由な方に対する筆談を実施します。

計画書8 日常の事故防止、緊急時の対応

(1) 指定管理業務を行う際の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

私たちは、今までの長い間の公園管理の経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

本公園には、事故防止上特に注意すべき点として南側が湖に面しており、現在防止柵が設置されていますが、全体的に施設の老朽化が進み補修が必要な時期が来ているため、特に日常巡視点検に力を入れ管理します。

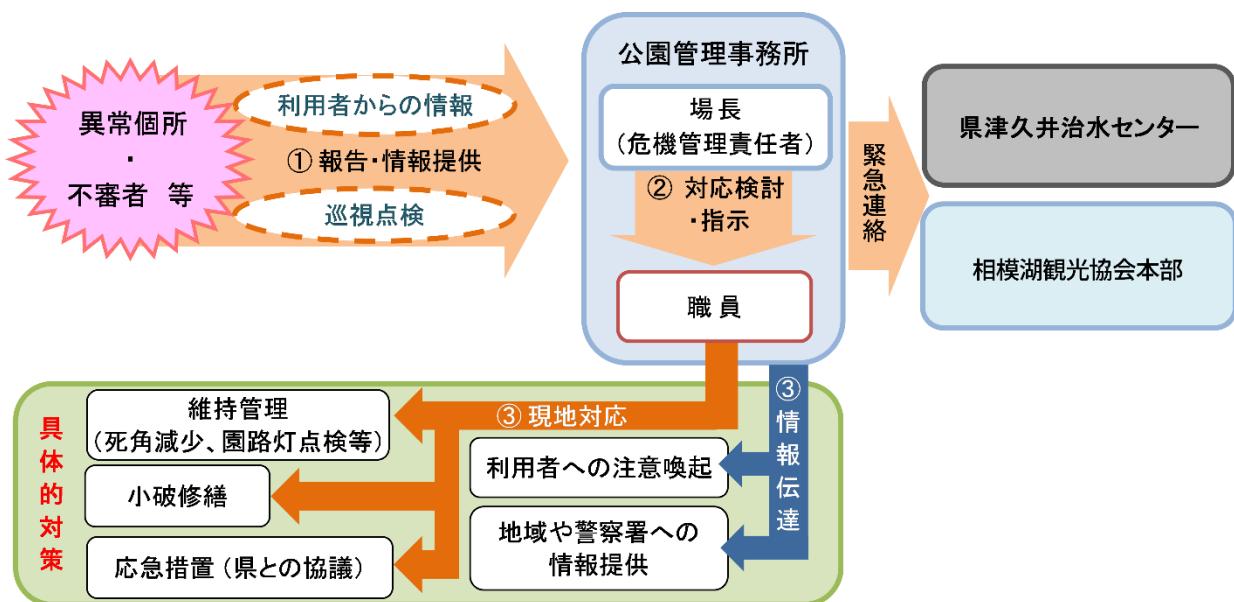
巡視点検に当たっては、細部にわたり施設の点検を実施して破損箇所、補修必要箇所を確認、特に補修の必要な箇所については速やかに対応して、効率的で確実な事故防止体制を作ります。

あわせて、研修により職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○ 日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○ 事件、事故を未然に防ぐための対策(防犯対策等)

事件、事故の未然防止のため、日頃から以下のような対策を実施します。

| | |
|----------------------|---|
| 日常巡視 | 毎日4回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、施設の状態を目視で確認 |
| 施設点検パトロール | 通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施 |
| 防犯上の死角の減少 | 日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る。 |
| 不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理 | ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり |
| 地域住民や関係機関との情報共有 | 地域住民や警察署、消防署との連携により、地域や近隣施設との防犯情報の共有に努める |
| 利用指導による防犯 | 園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う |
| 緊急車両の進入路の確保 | 事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する |

○ 施設の安全対策

施設特性や利用動向を踏まえた適切な安全対策を講じます。

| 施設名 | 施設毎の安全確保のポイント |
|--------|---|
| 樹林地・樹木 | <ul style="list-style-type: none">定期的な手入れが行き届かない区域では、枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、危険な生物と対処を学ぶ研修会を実施 |
| 園路・広場 | <ul style="list-style-type: none">園路広場の不陸、陥没、段差の有無、柵、ベンチ、デッキの腐食等点検丸太階段の横木や杭木の腐朽、手すり部分のボルトの緩みなどを重点的に点検転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施 |

○ 保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険(イベント保険)に加入します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

- ・ 園内作業器具の点検（基本的に年2回農機具等業者に点検を依頼する）
- ・ 園内管理の中、特に機械使用（芝刈り機、草刈り機等）の場合、現場での実地研修等を実施した上で、安全対策を十分にし、利用客の安全を重視して対応します。
- ・ 園内作業日程を決めるに当たり、大きい工事関係のものは、シーズンオフに、機械ものを使用する場合（芝刈り、草刈り機等）は、平日の利用客の少ない日に安全を重視して実施します。

| | | |
|-------------|--------|--|
| 利用者に対する安全確保 | | <ul style="list-style-type: none">・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用 |
| 作業員の安全確保 | 作業スタッフ | <ul style="list-style-type: none">・毎朝の職員ミーティングにおける作業内容と安全の確認・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託 |
| | 委託業者 | <ul style="list-style-type: none">・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック） |

■安全対策の指針整備（ハザードマップ、施設点検マニュアル等）

- ・ 安全対策について、大きな災害時における当公園は、相模原市広域応援活動拠点として定められています。その関係については、神奈川県はもとより相模原市との関係が深く常に連携を持ち管理に努めています。基本的な指針はあるが細部については、今後、神奈川県及び相模原市の指導を受け進めたいと思います。
- ・ 施設点検マニュアルについては、県立都市公園管理マニュアルを基本に現状にマッチしたものに基づいています。
- ・ 神奈川県の「建築物点検マニュアル」に従って行います。

| | |
|---------|---|
| 公園全般 | <ul style="list-style-type: none">・相模湖公園安全管理マニュアル・園内巡回マップ（パトロール図）・施設点検パトロール実施要領 |
| 個別施設 | <ul style="list-style-type: none">・遊具点検チェックリスト・各施設点検マニュアル |
| 作業の安全関係 | <ul style="list-style-type: none">・（植物管理における）管理作業安全マニュアル |

■安全対策の研修について

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

- ・ 労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○ 必要に応じた外部研修の受講

- ・ 農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・ 資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

（2）樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

- ・ 当公園は小規模公園で限られた個所へ、植林されています。基本的に一日4回職員が園内清掃を兼ねパトロールをしています。その際利用者に危険と思われる箇所があったときは、副園長もしくは園長に報告をします。そして小規模内容では即対応、大規模な内容では県津久井治水センターに報告します。

- ・ なかでも商店街に面したところに樹齢 70 年以上の桜（ソメイヨシノ）の古木があり枝枯れが激しく利用者に危険なため県津久井治水センターと協議して早めに周辺自治会、湖畔商店街の皆さんの承諾を得て計画的に（年 2 本程度）植え替えを 4 年かけ実施し、そして令和元年度で終了しました。
- ・ その他巨木はケヤキ、桂の木程度で他の植物に合わせて造園業者に委託して管理をしています。公園内全体的に過密にならなく整然と植樹されています。
- ・ 今後少ない緑地帯を有効利用し安全で安心して利用できるよう管理し来園者に喜んでいただくよう心掛けて参ります。

(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

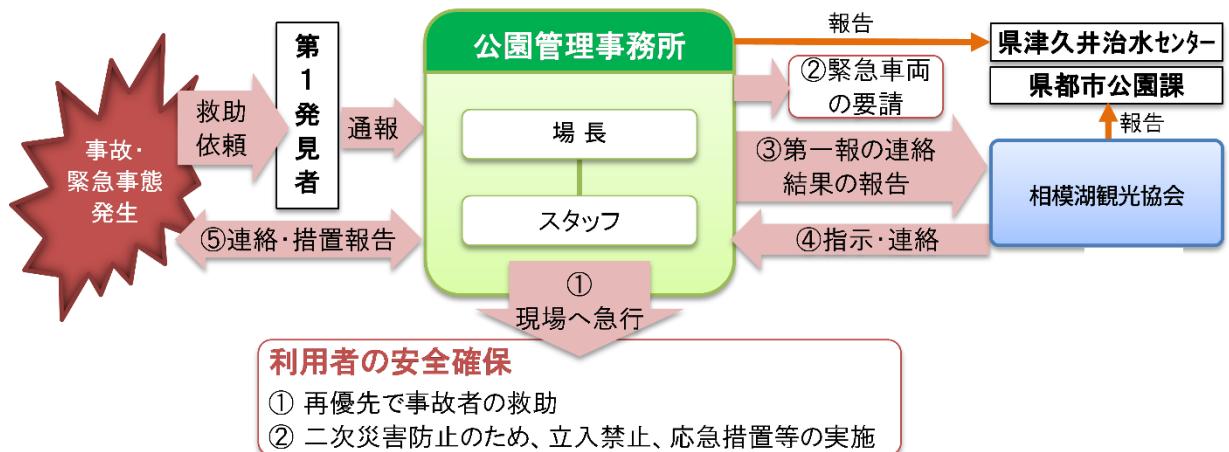
事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

雷注意報等の気象警報発表時には必要に応じて園内放送や口頭にて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

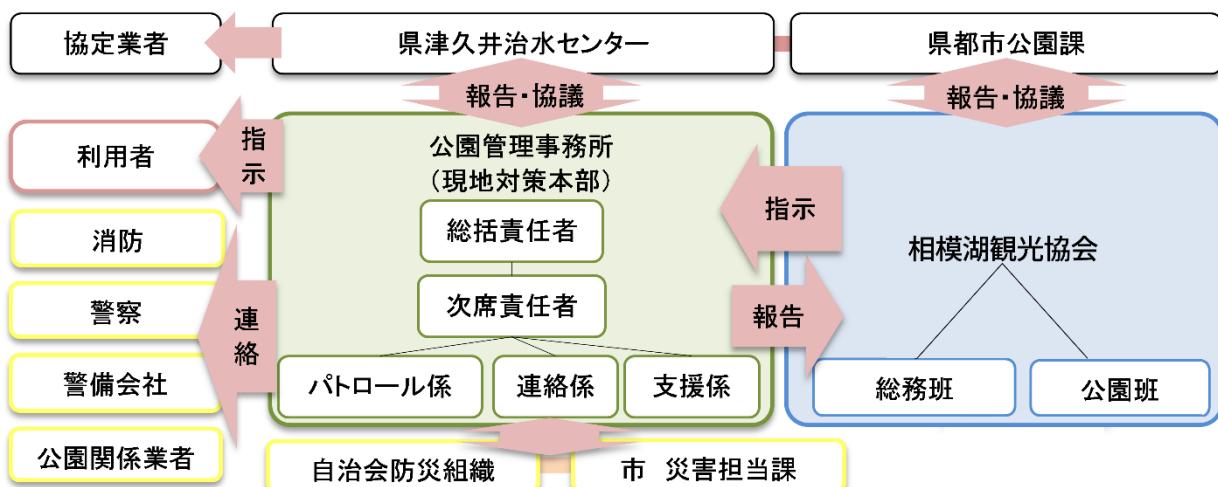
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

- ・ 利用者並び地域住民の安全確保の体制をとります。
- ・ また、迅速適切な情報伝達、対策活動を実施いたします。そして、災害時に、日常から相模湖公園管理者（県企業庁、県津久井治水センター）や相模湖漕艇場管理者（県スポーツ課）との連絡を密にし、安全管理面での最新の情報を入手する体制を整えます。
- ・ 事故発生時の対応では、現場職員が現場を確認し、必要に応じてけが人の救護、応急手当、緊急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い各関係機関に状況報告を行います。
- ・ 災害発生時の対応は、「関係機関やテレビ、ラジオ等からの情報把握」「利用者への園内放送等による情報伝達と避難誘導」、「怪我人の救護や緊急車両の要請」、「スタッフによる園内巡回、施設点検、危険個所の応急処置や立ち入り禁止処置等の実施」、「県津久井治水センターなどの関係機関への迅速な状況報告」に努め、二次災害の発生を防止します。

○ 事故発生時の基本的な対応の流れ



○ 災害発生時の組織体制・連絡フロー



○ 職員の役割分担

| 役割分担 | 役 職 | 緊急事態発生時の初期対応 |
|--------|-------------------|--|
| 総括責任者 | 園長（不在時は、副園長） | 情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県津久井治水センターや協会本部へ状況報告する |
| 次席責任者 | 副園長（不在時は、公園管理主任等） | 現場状況を把握し、隨時、公園管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる |
| パトロール係 | | 園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する |
| 連絡係 | 公園管理職員、駐車場運営職員 | 通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する |
| 支援係 | | 避難した方への応急手当、県や市への支援活動を実施する |

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方式及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。職員が分担して園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。

■暴風大雪警報発令時の対策

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、樹木の下など倒木や落雷の危険があるエリアについては速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

計画書9 急病人及び新型コロナウイルス等への対応

(1) 急病人が生じた場合の対応

公園内で急病人やけが人が生じた場合、職員が現場を確認し必要に応じてけが人の救護、応急処置（心肺蘇生やAEDの利用など）

をします。又救急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い各関係機関へ状況報告を行います。

特に本公園は高齢者の利用も多く（特に平日に）病人、けが人の発生する危険度が高い為日頃より全職員が冷静に急病人に対応できるよう定期的な教育、訓練を行っています。



■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

| | |
|------------|---|
| I 状況確認 | ・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します |
| II 応急手当 | ・呼吸、意識の確認⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合⇒公園管理事務所、駐車場管理事務所ほか建物内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など |
| III 救急車の要請 | ・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。 |
| IV 報告 | ・事態収拾後には県津久井治水センター、観光協会本部へ対応結果を報告します。 |

■急病人発生に備えた対応

○ AED、救急箱等の設置

公園管理事務所と漕艇場事務所に1台づつAEDを設置しています。また、公園管理事務所及び漕艇場事務所には救急箱を設置し、必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

■公園利用についての指導

- 公園利用に当たっては新型コロナウイルス感染防止の為十分注意します。
特に利用のベンチ等では混んでいる時は利用しない。（大声を出さない、少数でも密集密接は避ける）感染リスクが高くならないよう協力をお願いする。
- 体調の悪い方は利用を控えて頂く。
- 空いた時間や場所を利用し密集しないよう距離を取って頂く
- 利用に当たってマスクの着用をお願いし、遊具等を利用した後は手洗い、うがいをして頂く



県立相模湖公園

■公園に於いて新型コロナウイルス感染防止に向けた周知

- ・ 新型コロナウイルス感染防止を啓発するポスターや利用上の留意点を記載し、注意喚起看板等を順次提示します。



■防止対策

- ・ 【M、 A、 S、 K】の徹底
 - ・ M、 適切なマスク着用（駐車場出入り口看板、発券機場所等にて提示）
 - ・ A、 アルコール消毒（公園管理事務所、駐車場事務所、料金所、男女トイレに設置）
 - ・ S、 アクリル板による遮へい（公園管理事務所、料金所）
 - ・ K、 距離と換気（公園管理事務所、駐車場事務所、料金所）

■公園管理事務所、駐車場事務所に体温計を設置し職員の身体管理

- ・ 新型コロナウイルスは身近にあるという意識を持ち、一人一人が感染防止対策を徹底するよう指導します。

■公園関連湖畔商店会との新型コロナウイルス感染防止対策の共有

- ・ 新型コロナウイルス感染予防について、感染予防ポスターの提示、アルコール消毒、マスク着用（飲食時は除く）、多数での利用禁止、その他関連事項等実施していただくよう協力をお願いします。



■結果対応

公園利用者から新型コロナウイルス感染症に感染した旨の報告があった場合所管の土木管理事務所、及び都市公園課整備運営グループに速やかに連絡致します。

計画書10 災害への対応（事前、発生時）

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

■平日（8時30分～17時15分）に警報等が発表された場合の対応方針

- ・ 園内放送や掲示等による注意喚起及び、応急対策等を講じるとともに、危険時を避けパトロールした後、園内の被害状況を県津久井治水センターへ報告します。
- ・ 警報が時間外にも継続して発表されている場合には、時間外にも公園利用者が存在する可能性を考慮し、必要に応じて注意喚起等の措置を実施します。

■時間外及び休日に警報等が発表された場合の対応方針

- ・ 翌開庁日の8時30分までに公園の被害及び応急対策の状況を県津久井治水センターへ報告します。報告時には、主園路や施設及び、事故発生が予期される場所をパトロールするよう努めます。
- ・ 8時30分までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を県津久井治水センターへ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、再度報告します。

■異常気象等が発生した場合の対応方針

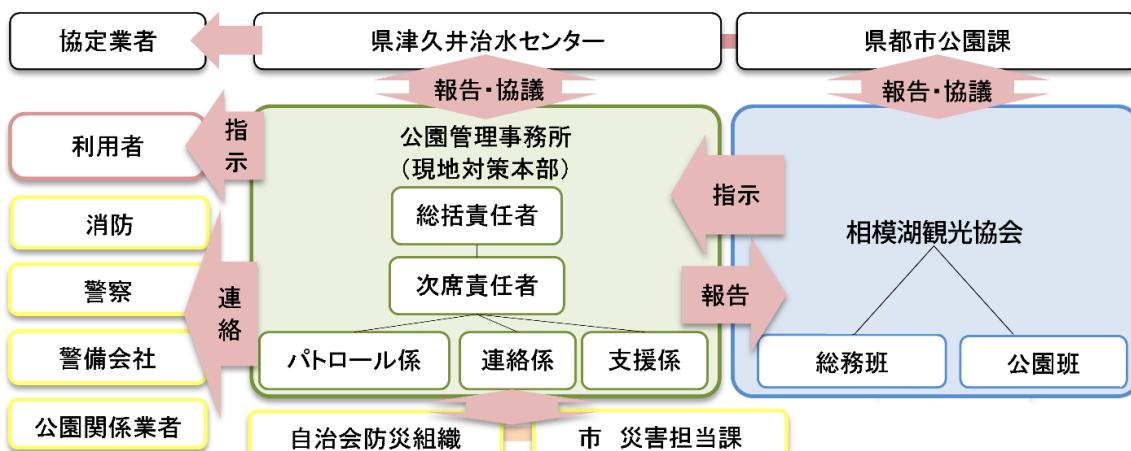
事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

特に公園内の芝生広場など一部区域は避難が可能な屋内施設から離れた場所にあり、高さのある樹木も多いことから、落雷への注意が必要です。そのため、雷注意報等の気象警報発表時には、必要に応じて園内放送や口頭にて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

○ 災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参考集した公園職員の中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○ 災害発生時の組織体制・連絡フロー



○ 職員の役割分担

| 役割分担 | 役 職 | 緊急事態発生時の初期対応 |
|--------|-------------------|--|
| 総括責任者 | 園長（不在時は、副園長） | 情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県津久井治水センターや協会本部へ状況報告する |
| 次席責任者 | 副園長（不在時は、公園管理主任等） | 現場状況を把握し、隨時、公園管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる |
| パトロール係 | | 園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する |
| 連絡係 | 公園管理職員、駐車場運営職員 | 通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する |
| 支援係 | | 避難した方への応急手当、県や市への支援活動を実施する |

■夜間及び年末年始の対応

- ・ 夜間は、警備員からの通報に対し、一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、夜間から警備員が園内巡回にあたり、年末年始当番表により園長、副園長が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

- ・ 避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。職員が分担して園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。
- ・ 被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

- ・ 気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。
- ・ 利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、樹木の下など倒木や落雷の危険があるエリアについては速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

○ 大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてカラーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○ 雷注意報が発表された場合

速やかに園内放送及び館内放送にて利用者に知らせ、注意喚起を行います。雷鳴が聞こえて来たら、屋外での利用中止を呼びかけ、建物内、地下駐車場など安全な場所への一時避難を促します。

○ その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時や、県から光化学オキシダント緊急時措置情

報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合

来園者への注意喚起を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県津久井治水センター（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と観光協会本部へ報告します。

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

□原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

公園職員が近隣の住居でありTEL連絡により参集します。

【配備体制】

□ 本公園に現地対策本部を設置。

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として場長が対応にあたりますが、場長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。



【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合には、前ページの震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○ 警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、インターネット、ラジオ等から情報を随時正確に入手し、的確な情報を利用者へ提供し冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。

- ・ 鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣施設の避難受入先案内や必要に応じて本公園施設の一部を開放する等の安全確保に努めます。

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

本公園は広域避難場所に指定はされていないが、地震等による大規模火災発生時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。そのため災害時はもとより日頃から県や相模原市等と協議しながら対応していきます。

■ 災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■ 地域との連携

災害時においては、限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。また、広域避難場所である相模原市北相中学校への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市及び近隣施設と調整し災害に備えます。さらに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者等へ情報提供する為にハンドマイク等を備品として備えます。

■ 防災訓練

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から地域の訓練に参加したり、独自に訓練を実施します

| | |
|-----------------------|---|
| 消防署と連携した 救急救命訓練の実施 | 相模原津久井消防署の協力により、全職員を対象に年1回 AED を 使用した心肺蘇生法の訓練を実施 |
|-----------------------|---|

■ 職員の教育

毎月実施の主任会議で、園長が指導し、主任がそれを現場職員に伝える。大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。相模湖公園の特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○ 避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

■災害対応物品の備蓄

- ・ 平成25年度に防災倉庫を設置し、今後より多くの防災備品の充実を図ります。
- ・ 帰宅困難者用に、災害備蓄品を備えます。
- ・ 備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。

| 導入品目 | 内 容 |
|------------------|---|
| 災害用備蓄品 (食糧、水) | 避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難所(防災拠点)に避難するまでの水と食糧を備蓄しています。 |
| 災害用トイレ | 一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています。 |
| 衛星電話 無線機 | 大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話等の通信機器を複数設置しています。 |
| 小型自家発電発動機 | 停電時電源等に利用します。 |

■災害発生時の協力等

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○ 災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

計画書 11 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組

内容

- ・ 湖畔沿いの一体的な公園の美しさを維持するため、相模湖観光協会員のみならず地域自治会、遊船協同組合、魚族対策組合等と連携した地域ぐるみで湖畔地域一帯での清掃活動を実施するなど、地域の見本となるような相模湖公園の維持管理に努めます。
- ・ 相模湖観光協会とタイアップし相模湖遊船協同組合により、対岸の荒れ地に桜【ソメイヨシノ】の植樹をして将来に向けての観光資源化を図っている。
- ・ 相模湖の早春を彩る最大の名物である、賑わい広場の桜が老木化（この地に植樹してから 60 年以上過ぎ）し、枝折れが激しく利用者に対して危険なため、湖畔商店会の方々の協力得て年次計画を立てて、同種の桜の植え替えを図ります。
- ・ 公共施設は、県民の者であり県民に支えられて成り立つ、と考えています。その認識を大切にし、施設の運営では、地域団体、ボート競技団体、企業を含め、市民との協働や市民参加を積極的に進めます。

(2) ボランティア団体等の育成、連携、協働の取組内容

- ・ 4月予定のやまなみ祭、10月予定のふれあい広場などは、地域（主として旧、津久井地域等）のあらゆる団体に参加呼びかけをしております。両イベントとも相模湖公園内すべてを利用したもので、相模湖やまなみ祭は、相模湖公園、相模湖交流センターと協力体制で行われ、メイン会場は当公園です。また、毎年8月1日実施の相模湖湖上祭花火大会でも前座で地域の団体が活躍をされます。どれも普段趣味等で練習しているものの発表の場を提供しており、今後も大いに活用していきたいと考えます。
- ・ 年二回（春、秋）実施の園内花植えでは、近隣の桂北小学校五年生、県立津久井養護学校と又観光協会員、湖畔商店会、漕艇場職員等のボランティア等の協力を得ながら実施しております。令和3年春よりふじの幼稚園も初めて参加し、今後もこのような地域交流の為のイベントにしていきます。
- ・ 又県立津久井養護学校、旧藤野地域くるみの里の生徒による体験学習としての場を提供して園内清掃も行っております。



(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

- ・ 県津久井治水センター所管の県立相模原公園、津久井湖城山公園とは連携をとり管理しています。特に県津久井治水センターの計らいで、園長、副園長対象に毎年3園視察を兼ねて、相互園内の補修個所などの再点検を行い公園管理の向上

を図っています。

- ・ 相模湖公園内最大イベント事業（特に相模湖湖上祭花火大会）の開催時に、相模湖交流センターも同時に記念公演を開催して盛り上げを図っています。
- ・ 12月実施の相模湖イルミネーション時には、さがみ湖プレジャーフォレストでも相模湖イルミオンを実施して、協働により観光客にサービスを提供します。
- ・ 旧相模湖町内散策めぐりをJR東日本と連携して、関東一円から参加者を募集し、コースの終点を相模湖公園とし相模湖の魅力の発信と観光客の増加を図ります。
- ・ 特に、相模原市経済課とは常に連携を持ち事業を推進しています。観光関係はもとより大きな事業（特にさがみ湖湖上祭花火大会等）には、当課職員がボランティアとして参加し、協力しています。

（4） 一体的な管理における地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービス向上に向けた取組内容

- ・ 一体的な管理により同種の点検（電気設備、消火設備等）の一括発注が可能になり経費の軽減が図れる。
- ・ 年間を通して一番利用度の多い外トイレの管理（清掃、維持補修）について一体化での管理ができサービスの向上が図れる。
- ・ 施設管理、有資格者による法定点検が義務付けられている、電気設備保守点検、噴水施設保守点検、火災報知器、消火設備、誘導灯及び防排煙設備、非常電源の点検業務など、専門性の高い業務を一体化の中外部に委託します。
- ・ 清掃管理、専門業者による定期清掃として、噴水池清掃、排水溝清掃、汚水、受水槽、などの法定清掃業務を一体化で県内近隣業者に委託します。
- ・ 専門性の高い業務及び委託することにより効率性が向上する業務（コストの削減）などについては、それぞれ信頼のおける専門的な業者に業務委託を行います。
- ・ 地域企業で対応可能業務については、相模湖地域を中心に相模原市内の業者に見積合わせ等で、業務委託を行います。



2 管理経費の節減等

<付属書類> 令和4年度収支計画書 (相模湖公園)

3 団体の業務遂行能力

計画書12 人的な能力、執行体制

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

■現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担

- ・県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

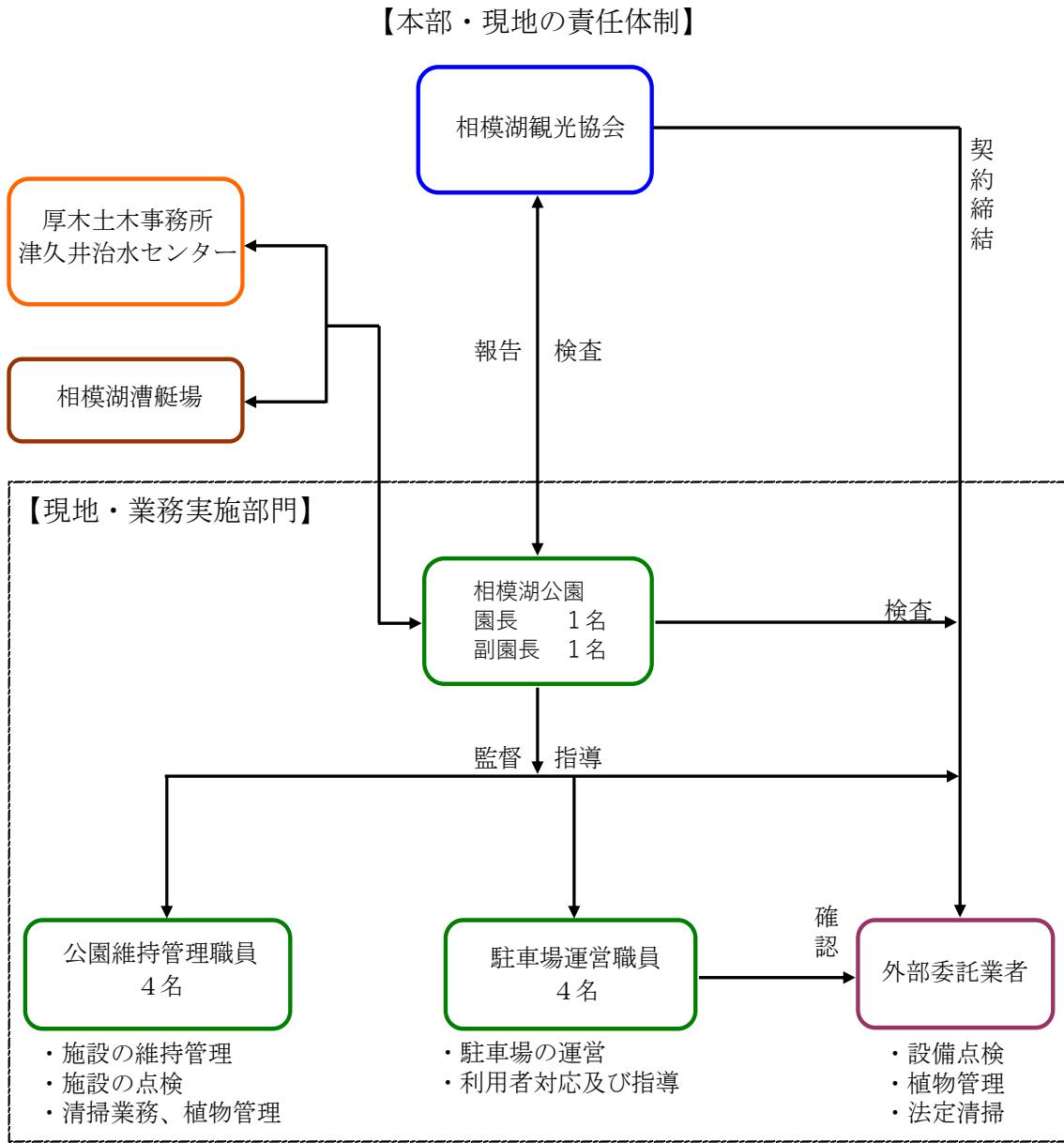
○ 就業条件（勤務時間、休日設定等）

<付属書類> 人員配置計画

○ 職務分担及び職務内容

| 本部 | 現 地 | | | | 外部 |
|----------------------------|--|---------------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 観光協会 | 園 長 | 副園長 | 駐車場 運営職員 | 公園維持 管理職員 | 委託業者 |
| | 年間維持管理運営計画 予算編成・執行計画、 月間、週間作業計画、 委託者調整、設計 | 計画策定 | 計画策定 補助 | 計画策定 補助 | |
| 労務管理 委託業務 契約支払い業務 | | アンケート 実施 | 駐車場運営 利用案内 指導 | 植物管理 施設維持管 理日常清掃 点検 | 委託業務の 実施、夜間警 備設備 点検 法定清掃 |
| 公園管理運営 業務全般検査 執行状況検査 | 業務の確認 委託業務の検査 津久井治水センターへ報告 | 促進事業の 状況把握 | | 委託業務の 確認 | |
| 公園の管理運営業務 に対する是正勧告 | 次年度計画の反映改善指導 | 次年度計画 の反映と提 案 | | | |

○ 雇用関係（常勤・非常勤・アルバイト等）



○ 現地責任者の役割及び経歴

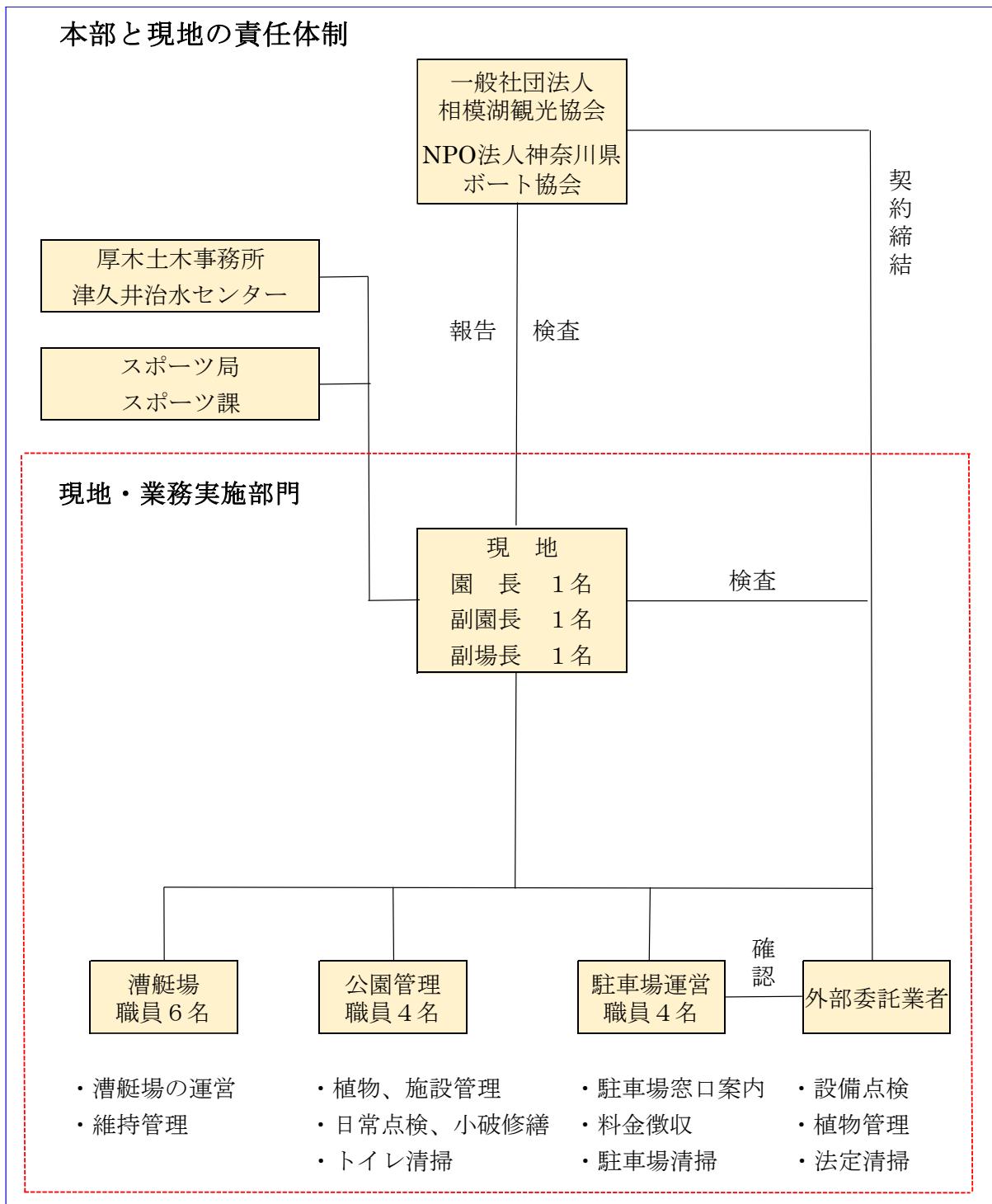
- ・ 公園長の役割
 - a 公園並び漕艇場の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理
 - b 神奈川県及び厚木土木事務所、県津久井治水センターとの調整、報告業務
 - c 維持管理計画及び予算書の策定
 - d 給与、光熱光熱水費等及び業務委託などの支出
 - e 公園スタッフの指導
 - f 委託業者の指導監督
- ・ 経歴
 - 相模湖公園運営管理（施設管理、事務管理、観光協会役員）14年

■現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーション）

<付属書類> 職員勤務表

- ・ 公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況現時点では職員の中に有資格者はいません。ただし、長年携わった経験者で維持管理をしています。そして対応としては、高度な知識を必要とすることについては、植物管理を委託している業者の有資格者により必要に応じて対応しています。今後、有資格者を非常勤職員として採用して行きたいと考えています。

■県、教育委員会、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

- ・ 日頃より県立都市公園管理マニュアル相模湖公園編及び県立相模湖公園管理マニュアルを基に、対応を会得し担当が立ち会い作業をしています。
- ・ 基本的に公園長・副園長が指導教育し、不明な点があれば事前に専門家に指導を受け対応しています。
- ・ 他の職員が対応する場合事前に公園長・副園長より指導を行い実施しています。
- ・ 特に注意点は作業中の事故の無いように配慮しています。(作業員はもとより、十分安全対策をして、来園者・利用者の安全を第一に作業しています。)
- ・ 工程表を組む場合、比較的来園者・利用者の少ない平日にて実施するよう指導しています。
- ・ 施設等の点検については、毎月の点検を機械的に行うことなく、過去の点検結果を基に、緊急性の高いものについては、迅速に対応し改善を行い、大規模な修繕など計画的な改善が必要と思われるものについては、神奈川県に報告します

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

- ・ 相模湖公園は、地元住民や近隣住民のみならず、横浜や東京都心等の遠距離からの観光利用で訪れる公園です。観光客が訪れる公園は、より質の高い環境管理が求められます。その実現化のために適切な人材育成を進めています。
- ・ 管理運営を統括する人材は、人事管理や総務的な業務もこなしつつ自らも管理運営の業務の一部を担っていく必要があります。
- ・ 一般事務について年を増すごとに事務も多様化され小規模公園にも関わらず多くの業務が求められ(数年前までは事務のほか作業も兼務でできていた)その為、事務専門職員が必要になります。
- ・ 漕艇場と事務一体化の中で充実したいと考えています。
- ・ 職員の資質の向上を図ります。当公園の利用者は、色々なタイプの方々がいます
 - a 目的をもってくるお客様
 - b 偶然通りすがりによってくれるお客様
 - c トイレ利用だけのお客
- ・ お客様はそれぞれ異なります。しかし、相模湖公園に来たことに対しては、皆同じお客様に変わりありません。「いらっしゃいませ、から、気を付けてお帰りください」と心をこめて対応します。どの方々も皆この貴重な時間をこの公園で過ごすわけです。そこで皆さんのが心より楽しんで帰られますよう課題等を共有し解決策を検討いたします。
- ・ 職員の資質向上の方策については、定期的に主任者会議を開き意見の交換や情報、問題等を共有し合い次のステップとします。
- ・ 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、職員一人ひとりが、自主的に資質の向上に努めることはもちろんですが、それだけでは井の中の蛙になってしまい、結果的にはよくありません。そこで他の先進地施設の見学を行いより一層の資質の向上に努めます。



○ 職員採用の状況

《選考方法》

公募し、運営・管理上に必要な技能・資格を有する人員を確保します。

《選考基準》

経験・技能資格を有する優秀な人材を選考します。

《採用数》

【相模湖公園】

| | |
|----------|------|
| 常勤職員(事務) | (2名) |
| 非常勤職員 | (8名) |

計画書 1 3 財政的な能力

(1) 安定した指定管理業務の実施を判断する指標として団体等の経営状況、団体等の事業の継続性、安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い

相模湖観光協会は、昭和 23 年創立以来 73 年間安定した経営を続けてまいりました。

直近 4 か年の財務状況につきましては、貸借対照表における正味財産の部においては、平成 30 年 3 月 31 日現在 16,801,520 円、令和 3 年 3 月 31 日現在 24,372,460 円を計上し、4 期間において 7,570,940 円の正味財産の増加を計上しております。

令和 3 年 3 月末現在の正味財産比率は 86.02% と高く、負債の部においては未払金・預り金の計 3,960,178 円のみの計上であり、借入金は無く健全経営となっております。

事業収支においては、収入の 99% は公園管理事業収入および駐車場事業収入で、過去 4 期安定した収入を計上し、支出においては、駐車場・公園経費の管理を徹底し、順調に当期利益を計上しております。令和 2 年 3 月期においてはコロナウイルス蔓延の影響から駐車場収入の落ち込みが影響し、434,984 円の損失を計上しましたが一時的損失であり、令和 3 年 3 月期においては、3,092,305 円の当期利益を計上し、上記貸借対照表の説明の通り令和 3 年 3 月末時点において、24,372,460 円の正味財産を計上していることから財政的な能力は高く、今後も安定した経営を継続できるものと思料しております。

計画書14 コンプライアンス、社会貢献

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規定の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令順守の徹底に向けた取り組みの状況

- ・ 協会役員及び職員は、事業活動のグローバル化に対応し国内外の法令やルールを遵守し人権を含む各種規範、それぞれの地域の文化を尊重するとともに高い倫理観を持って行動します。
- ・ 協会役員及び職員は、安全で社会的有用な物、サービスを開発提供するということでお客様の満足と信頼を獲得します。
- ・ 協会役員及び職員等は、個人情報、機密情報をはじめとする各種情報を適正に管理します。
- ・ 協会役員及び職員等は、個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
- ・ 協会役員及び職員等は、社会インフラを担う企業グループの一員として、かつ地域の一員として、積極的に社会に貢献します。
- ・ コンプライアンスマニュアル等を作成し法令を遵守し、社会的規範・倫理を尊重する為に必要なコンプライアンスの管理手順及び行動原則を遵守します。
- ・ 倫理規範は社会人として誠実かつ適切な行動を行うための指針、又行動規範は、通常業務の中で具体的にとるべき行動の基準を示したものです。コンプライアンスの重要性を理解し、法令遵守の意識を高める為の研修を実施します。
- ・ 会長は、本項目に反するような事態が発生したときは自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努めます。
- ・ コンプライアンスの原点である「公正・適切な企業活動を通じ社会貢献を行う」思想に基づき、相模湖漕艇場のブランドを高めます。
- ・ 職場研修や職場ミーティング時に、全スタッフに周知と確認をします。。
- ・ 地域で行われる研修等に積極的に参加をします。。

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

主に健康で働きやすい環境づくりに重点を置き来園者へのサービスを提供する。
それに向けての資質の向上を図る。

多様な人材をはぐくむために職員一人一人の多様なアイデアを生かす仕組みを提供し、多様な働き方を支援する施策を展開します。

- ・ 先進地を視察し少しでも当公園に役立つものを模索します。。(年2回)
- ・ 造園分野に精通した人材の育成を進めます。
- ・ 観光客のみでなく地元住民に対しても同様に質の高い接遇を行えるよう教育の充実を進めます。
- ・ 初めて相模湖を訪れた人々に相模湖の文化、観光レクレーション情報、ハイキング情報、漕艇の基礎知識、公園の植物や湖の魚、野鳥などに関するガイド教育の推進

福利厚生の充実

職員の健康管理のため健康診断推進

■施設管理運営に対する環境への配慮

- 周辺管理については、当観光協会が主となり観光協会、遊船協同組合、漕艇場で湖岸のごみの除去清掃を実施しています。(基本的には湖面管理者である県企業庁が実施すべきであるが) 大きなごみ(流木等)はまとめて2か月から3か月に1回処分しています。
- 駐車場内については、常時ごみ拾いを行っています。また、地下駐車場に於いては2か月に1回程度水洗いもしくはワックスがけをして清潔にしています。そして常に換気扇にて排気をし換気に配慮しています。
- トイレ管理については、週3回専門職による清掃、その他は作業員が朝と夕方の2回清掃しています。しかしながら特に大便器の汚れがひどいため、計画的に男女大便器の洋式化にした結果、利用者に大変好評です。また、特に利用者の多い女子トイレのタイルの張り替えをし、より清潔になりました。



■湖畔環境を活かした利用者の促進を図る維持管理

- 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理、湖畔公園としての美しい景観を創り出している緑あざやかな芝生広場や、四季の変化を織りなす樹木については、刈込時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また公園に彩りのある景観を創るために、四季折々の草花に重点を於いた管理を行います。

■親水空間の安全性を高める管理

- 公園内にある漕艇場と連携し、湖畔公園としての親水性と安全性を高めるために、親水護岸やボートスロープからの転落防止と周辺施設の点検及び維持管理を徹底し、水辺の安全性向上に努めます。
- 水辺の広場岸部に救助用浮き輪を設置しています。
- 相模湖は、県民の水ガメとしての機能を有する水源地域であるため、森林の保全や水質の浄化等、多年にわたり県を中心に関係者により推進されて参りました。こうした中、漕艇場を管理するに当り省エネや環境美化、景観に配慮しながらの取組みを行います。

具体的には、低公害・低燃費船外機の使用や低公害オイルの使用などに努め、コース工作物も安全に配慮し、周辺の景観を損なわないよう気遣い、「神奈川の水ガメ」として環境を汚すことのないよう管理、運営を担ってまいります。

- 湖面管理は、公園協会、企業庁などと共に、湖岸に漂着する流木やごみの定期的な回収・処分を行い、湖の浄化・美化に協力していきます。

(3) 障がい者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

■法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(ア) 障害者雇用状況（令和3年9月1日現在）^{*1} (相模湖観光協会)

| 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数（A） | うち常用雇用障害者数（B） | 実雇用率 (B) / (A) ×100 | 不足数 (A) ×法定雇用率 ^{*2} - (B) |
|--------------------------|---------------|------------------------|---------------------------------------|
| 10 | 0 | | |

■障がい者雇用促進の考え方と実績

- 全ての国民が障がいの有無に関わらず、個人として尊重されること、すべての国民が障がい者の有無によって分け隔てられることなく相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現しようというノーマライゼーションの理念があります。そして職業生活においても障がい者は経済活動を構成する労働者の一員として本人の意思と能力を發揮して働くことの出来る機会を確保されることです。
- 相模湖観光協会に於いて障がい者の雇用について促進の方向で考えています。しかしながら現在は当公園での雇用はありませんが、前回一名の雇用をしていましたが病気にて退職しました。その後応募者はありません。今後適任者がいれば採用する方向で考えています。

(4) 障がい者差別解消法に基づく合理的配慮など（共に生きる社会かながわ憲章）の主旨を踏まえた取組

「障がいのある人もない人もお互いに人間性を尊重し、認め合いながら共に生きること」を基本に「不当な差別取り扱いの禁止」合理的配慮の提供をふまえた中、進めています。

■関係法令の遵守について

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」「神奈川県における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」「ともに生きる社会かながわ憲章」などの関係法令やガイドラインを遵守し、障がい者が施設利用するに当たつて差別することなく適切に対応します

■合理的配慮

現在雇用面に於いての対象者はございませんが雇用の際社会生活をするうえで直面する事物、制度、慣行、觀念などの障壁（バリアフリー）を取り除き障がいを持たない人と同じことが出来るよう障がい者が対応を求めた場合、負担が重すぎない範囲で対応いたします。

- 過度な負担でないこと
- 就労の場合は合理的配慮を実施しつつ経過をモニタリングし当該障がい者と定期的に内容を評価し可能であれば変更や改善を加えながら合理的配慮を提供し続けていきます。

■取組状況

近隣障がい者施設として旧相模湖町には県立やまゆり園、雇用施設県立相模湖交流センター（レストラン）、やまのべ館（作業所）、マーブリングハウス（作業所）、姫リンゴ（パン販売店）等との施設とも交流をしています。

- ・当公園を散歩がてら日常的に利用する。
- ・有料日に於いても優遇して利用されます。
- ・イベント時に於いて優遇します。
- ・イベント時に於いて各障がい者施設で作成商品の販売場所を提供します。
- ・障がい者作業場での商品を購入し利用する。
- ・飲食店については観光協会員及び職員が利用します。
- ・園内掲示場所にてかながわ憲章ビラ掲示しています。
- ・公園案内所で神奈川憲章パンフレットの配布をしています。.

今後は積極的に幅広く多くの方々に来園して利用していただくよう協力します。障がい者の社会への参加を防げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別をなくすよう努力します。そしてこのかながわ憲章の実現に向けて、総ぐるみで取り組んでいきます。

（5）神奈川県手話言語条例への対応（団体等の取組について）

相模湖公園は誰でも利用できる施設として、障がい者に対する偏見をなくし、障がい者と健常者が相互にその人格と個性を尊重しながら共生できるような環境づくりを目指します。

- ・日本では手話が言語であることを明らかにしたが、まだまだ手話に対する理解が浸透していない状態です。手話に対する理解を深め、普及していきたいと思います。
- ・当公園の利用者は県民利用だけでなく観光相模湖と一体なので広くは全国各地から訪れます。現時点では手話に於いての対応は出来ませんが、サービス対応が出来るよう努力していきます。そして神奈川県の手話推進計画に準じて進めてまいります。

■手話団体との連携

- ・手話が必要な団体の利用申し込みがあった場合は、ボランティア団体の支援をいただきながら適切な対応を心がけます。

■筆談に実施

- ・両施設の受付けに筆談機を設置し、耳マークを提示することにより耳の不自由な方に対する筆談を実施します。

（6）社会貢献活動等CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標

目標3（保険）、4（教育）、9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源）への取組

- ・社会的責任を果たし社会の持続的可能な発展に貢献していきます
- ・経済的、法的責任を果たすことはもとより、さらに来客者の要請に答えるよう協会として、文化技術の発展や環境保全に寄与していきます。
- ・協会でのCSR活動が、社会の要望や期待に応えているか、その活動が的確に実施されているか、お客様との対話を通して常に見直していきます。
- ・事業活動に対する説明責任を果たすため、積極的に情報開示を進め、透明性を

高めます。

- 施設内への外国語（主に英語）表示施設内の受付、トイレ等の主要設備に、外国語の表示をしました。

○ 学校等との連携について

湖畔沿いにある公園の美しさを維持するために、大勢の団体やボランティアの方々が関わっています。特に地元（保育園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校等）の多くの方々の協力を得ながら進めていきます。

○市立桂北小学校五年生、県立津久井養護学校小学部 年2回園内花植え及び管理

○市立相模湖こども園、与瀬保育園、千木良保育園、内郷保育園七夕飾り

○県立津久井養護学校 年2回園内清掃

○与瀬少年団 年1回園内清掃

○藤野くるみの里学園 年1回園内清掃

○イベント時には、相模湖商工会青年部、同婦人部をはじめとする多数の団体との連携をとっています。



■翻訳ソフトの導入

- 受付に翻訳機を設置して外国人の方とのコミュニケーションをスムーズに行なえるようにします。

計画書15 事故・不祥事の対応、個人情報保護

(1) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることを鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めます。

国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することあります。

■方針

- 個人に関する情報は原則非公開とし、事前同意を得ている場合等に公開できる事としています。

■要配慮個人情報

- 人種・民族的・種族的出身や世系
- 信条・思想・信仰
- 病歴及びこれに準ずるもの
- 社会的身分・本人の意思によらないもの
- 犯罪の経歴及びこれに準ずるもの

■要配慮個人情報の取得制限（本人の同意）

- 人の生命・身体財産保護に必要で同意取得が困難
- 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で同意取得が困難
- 国等に協力する場合で本人同意が事遂行に支障を及ぼす恐れ
- 本人、国、自治体等の特定の物によって公開されている場合

■職員に対する教育

- 県及び関係機関による、個人情報保護関係研修に積極的に公園長及び副園長が参加してその資料を基に職員し周知する、ただし職員には基礎的な内容なもの。
- 個人情報管理については公園長が施錠して管理しています。

<付属書類> 委託予定業務一覧表

相模湖公園

(様式第1号)

| 業務区分名 | 業務名 | 業務内容 | 委託を行なう理由 | 委託に係る予算額（概算） | 委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方 | 県内中小企業者への発注 | 障害者雇用企業等への発注 |
|-------------|-----------|-----------------|---------------------|--------------|--|-------------|--------------|
| 警備 | 警備業務 | 夜間、年末年始公園内警備 | 専門的な知識や危険を要する業務のため | 2,200千円 | 近隣で状況をよく理解し観光協会に協力的で経験豊かな（基本的に県内）業者3社以上より見積を取り、金額の低い業者選定 | ○ | |
| 施設保守 点検業務 | 建築物点検 | 建築物（法定点検） | 免許及び専門知識を要する業務の為 | 230千円 | 近隣公園等の類似施設の管理を経験している（基本的に県内）業者3社以上より見積を取り、金額の低い業者選定 | ○ | |
| | 電気工作物点検業務 | 電気点検（保守、法定点検）業務 | 免許及び専門知識や危険を要する業務の為 | 480千円 | | ○ | |
| | 消防設備点検業務 | 消防設備（法定点検）業務 | 専門知識や危険を要する業務の為 | 300千円 | | ○ | |
| | 受水槽給水ポンプ | 受水槽給水ポンプ（法定点検） | 専門知識を要する業務の為 | 300千円 | | ○ | |
| | 噴水施設点検 | 噴水施設保守点検（定期点検） | 専門知識を要する業務の為 | 300千円 | | ○ | |
| 施設清掃業務 | 受水槽清掃 | 受水槽清掃（法定清掃） | 専門知識や危険を要する業務の為 | 756千円 | 近隣で状況をよく理解し経験豊富な（基本的に県内）業者3社以上より見積を取り、金額の低い業者選定 | ○ | |
| | 噴水施設清掃 | 噴水池清掃（定期清掃） | 専門知識や危険を要する業務の為 | 1,050千円 | | ○ | |
| | 側溝・排水溝清掃 | 側溝・排水溝（定期清掃） | 専門知識や危険を要する業務の為 | 460千円 | | ○ | |
| | 便所汚水槽清掃 | 便所汚水槽（定期清掃） | 専門知識や危険を要する業務の為 | 100千円 | | ○ | |
| 植物管理 | | 高木、中低木管理、刈込物剪定 | 専門知識や危険を要する業務の為 | 1,500千円 | 近隣で公園の樹木等をよく理解した（基本的に県内）業者3社以上より見積を取り、金額の低い業者選定 | ○ | |
| 可燃物・不燃物廃棄処理 | | 可燃物・不燃物収集運搬処理 | 免許及び危険を要する業務の為 | 444千円 | 近隣で状況をよく理解し経験豊かな（基本的に県内）業者3社以上より見積を取り、金額の低い業者選定 | ○ | |

〈付属書類〉 令和4年度 収支計画書

相模湖公園

(単位：千円)

| | 予算大費目 | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 予算中費目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予算費目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 予算細費目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | ① 指定管理料 | | | 3,500 | 6,000 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 3,250 | 42,000 | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 駐車場収入 | | | 900 | 1,300 | 700 | 1,100 | 1,700 | 1,000 | 1,000 | 1,400 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 | 11,500 | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 利用料金収入 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| | 収入計 | | | 4,400 | 7,300 | 3,950 | 4,350 | 4,950 | 4,250 | 4,250 | 4,650 | 3,850 | 3,850 | 3,850 | 3,850 | 3,850 | 53,500 | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 事務費 | 一般管理費 | | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 490 | 6,240 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 光熱費 | | 200 | 200 | 200 | 250 | 300 | 250 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 2,600 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 保険料 | | | | | | | | | | | | | | 360 | 360 | | | | | | | | | | | | | |
| | 公園維持管理業務 | 管理費 | 植物管理 | | 100 | 200 | 900 | 300 | 100 | 100 | 200 | 700 | 350 | 250 | 210 | 200 | 3,610 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 施設管理 | | 330 | 450 | 350 | 550 | 550 | 850 | 350 | 350 | 350 | 750 | 550 | 360 | 5,790 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 清掃管理 | | 200 | 450 | 150 | 150 | 450 | 150 | 200 | 450 | 300 | 300 | 620 | 350 | 3,770 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 運営管理（利用促進費） | | 400 | 50 | 150 | 100 | 100 | 400 | 100 | 150 | 150 | 100 | 50 | 50 | 1,800 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 人件費 | 常勤給与・賞与 | | 470 | 470 | 500 | 470 | 470 | 470 | 470 | 500 | 470 | 450 | 450 | 440 | 5,630 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 非常勤給与・賞与 | | 530 | 530 | 700 | 530 | 530 | 530 | 530 | 700 | 530 | 530 | 530 | 520 | 6,690 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 各種手当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 法定福利費 | | 50 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 380 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | アルバイト賃金 | | | | | | 80 | 90 | | | | | | | 170 | | | | | | | | | | | | | |
| | 駐車場経費 | 修繕費 | | 150 | 120 | 150 | 100 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 250 | 250 | 250 | 2,020 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 緒掛（光熱水費等含む） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 使用料 | | | 2,600 | | | | | | | | | | | | 2,600 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 駐車場運営費 | | | 600 | 600 | 650 | 600 | 600 | 600 | 600 | 650 | 600 | 600 | 600 | 580 | 7,280 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務経費 | 一般管理費等経費 | | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 350 | 350 | 350 | 310 | 4,560 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支出計 | | | 3,980 | 6,650 | 4,730 | 4,030 | 4,310 | 4,520 | 3,730 | 4,780 | 3,980 | 4,310 | 4,340 | 4,140 | 53,500 | | | | | | | | | | | | | | |

<付属書類> 人員配置計画

相模湖公園

| 役職 | 担当業務 | 常勤職員 | 非常勤職員 | パート | 一週間の勤務時間 |
|------------|-------------------------|------|-------|-----|------------------|
| 園長 | 総責任者・公園マネージメント全般 | ○ | | | 8 h × 5 日 = 40 h |
| 副園長 | パークマネージメント（総合企画広報調整） | ○ | | | 8 h × 5 日 = 40 h |
| | | | | | |
| 公園維持管理主任 | 植物管理・施設管理・小破修繕・点検・トイレ清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 公園維持管理職員 1 | 植物管理・施設管理・小破修繕・点検・トイレ清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 公園維持管理職員 2 | 植物管理・施設管理・小破修繕・点検・トイレ清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 公園維持管理職員 3 | 植物管理・施設管理・小破修繕・点検・トイレ清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| | | | | | |
| 駐車場運営主任 | 駐車場窓口案内・料金徴収・駐車場清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 駐車場運営職員 1 | 駐車場窓口案内・料金徴収・駐車場清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 駐車場運営職員 2 | 駐車場窓口案内・料金徴収・駐車場清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| 駐車場運営職員 3 | 駐車場窓口案内・料金徴収・駐車場清掃 | | ○ | | 8 h × 4 日 = 32 h |
| | | | | | |
| トイレ清掃 | | | ○ | | 3 h × 3 日 = 9 h |

<付属書類> 勤務予定表

相模湖公園

| 役職 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 勤務日数 |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|
| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | |
| 園長 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 19 |
| 副園長 | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | 19 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公園職員維持管理 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 14 | |
| | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 14 | | |
| | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 14 | | |
| | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | 14 | | |
| 駐車場員運営 | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 13 | | |
| | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 13 | | |
| | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 13 | | |
| | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 13 | | |
| 行事予定等 | | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | |